平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七十五号

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令

内閣は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第三項及び附則第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公務員の範囲）

第一条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（以下「法」という。）第十六条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第四号の五に掲げる者、同項第五号に掲げる者（同項第二号に掲げる者に準ずる者を除く。）並びに同項第六号及び第七号に掲げる者とする。

2　法第十六条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第一号、第二号の二から第四号まで及び第五号に掲げる者とする。

（交付金の交付の時期）

第二条　法第十八条第一項の規定により政府が市町村（特別区を含む。）に交付する交付金は、法第七条第四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該支払期月の分を交付するものとする。

（児童手当法の規定の適用についての技術的読替え）

第三条　法第二十条第一項の規定により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の見出し、同条第二項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十一条第二項	児童手当	児童手当相当給付
第十八条第一項	第二十条第一項各号	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用する第二十条第一項各号
	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
	同項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する第二十条第一項
第十八条第三項第一号	前条第一項	平成二十二年度子ども手当支給法第十六条第一項
第十八条第三項第一号及び第五項	第七条	平成二十二年度子ども手当支給法第六条
第十八条第五項	その年又は翌年の五月	平成二十二年五月又は平成二十三年三月
	第二十六条第一項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十七条第一項
	その年の六月から翌年の五月までの間	平成二十二年六月から平成二十三年三月までの間
	六月一日	平成二十二年六月一日
第二十一条第二項及び第三項	毎年度	平成二十二年度
第二十一条第二項	当該年度	同年度
第二十一条第三項	当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して	千分の〇・二を標準として
第二十二条第一項、第二項、第六項、第九項及び第十項、第二十三条第一項及び第三項、第二十四条から第二十五条まで並びに第三十条	この法律	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用するこの法律
第二十三条第一項	児童手当の支給を受ける権利及び拠出金	拠出金
第二十四条の二	第二十二条第二項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する第二十二条第二項
第二十五条	児童手当の支給に関する処分又は拠出金	拠出金
附則第七条第五項	第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び	第十八条第二項及び第三項並びに

第四条　法第二十条第二項の規定により児童手当法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。